

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札に付します。
令和 8 年 9 月 7 日

分任支出負担行為担当官
内閣府食品安全委員会事務局長
尾崎 道

記

- 1 契約担当官等の官職及び氏名
分任支出負担行為担当官 内閣府食品安全委員会事務局長 尾崎 道
- 2 競争入札に付する事項
 - (1) 件名 ヒ素の代謝や毒性発現に影響する複合要因に関する最新の知見の収集
 - (2) 仕様 入札説明書による
 - (3) 履行場所 入札説明書による
 - (4) 履行期間 契約日から令和 9 年 3 月 31 日まで
 - (5) 入札方法等 落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、技術等提案書及び入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）を提出すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (6) 電子調達システム（政府電子調達（GEPS））の利用
本案件は、電子調達システム対象調達案件である。なお、当該システムによりがたい者は、入札説明書に定める様式により、紙入札方式とすることができる。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。
ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
 - (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和 07・08・09 年度内閣府所管競争資格審査（全省庁統一資格）において「役務の提供等（調査・研究）」の A、B、C 又は D の等級に格付けされた者であること。
 - (4) 内閣府本府における物品等の契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- 4 契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所
東京都港区虎ノ門 2-2-3 虎ノ門アルセアタワー13 階
内閣府食品安全委員会事務局総務課庶務係
- 5 入札説明会の内容説明日及び場所
令和 8 年 9 月 14 日（月）午後 2 時 30 分～ ウェブ上で開催
※入札説明書に従い、参加者は事前の申込みが必要。
- 6 技術等提案書等の提出期限及び場所
提出期限 令和 8 年 10 月 5 日（月）正午必着
提出場所 東京都港区虎ノ門 2-2-3 虎ノ門アルセアタワー13 階
内閣府食品安全委員会事務局評価第一課調査・研究係
- 7 技術等提案書の審査
 - (1) 内閣府食品安全委員会事務局が開催する審査会において、入札参加希望者が仕様書に基づき作成した技術等提案書の審査を行う。入札参加希望者は、提案書に関する質問を受けた場合は回答しなければならない。（詳細は技術等提案要領による）
 - (2) 技術等提案書の審査に合格した者が提出する入札書のみを落札決定の対象とする。
- 8 入札及び開札の日時及び場所
郵送による入札の締切 令和 8 年 10 月 20 日（火）午後 5 時
日時 令和 8 年 10 月 21 日（水）午後 3 時
場所 東京都千代田区永田町 1-6-1 内閣府庁舎 1 F 第 1 入札室
- 9 入札保証金及び契約保証金 免除
- 10 入札の無効
本公告に示した入札参加に必要な資格のない者の入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
- 11 落札者の決定方法
予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、入札説明書において明らかにした技術等の要求要件のうち必須とされた項目を全て満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。
- 12 契約書作成の要否 契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- 13 その他 詳細は、入札説明書による。

仕様書

1. 件名

ヒ素の代謝や毒性発現に影響する複合要因に関する最新の知見の収集

2. 調査目的

「食品中のヒ素」については、食品安全委員会が 2013 年に食品健康影響評価の結果を公表しているが、評価の根拠となる疫学調査が飲料水の汚染地域で実施されたものであり、食品を経由したヒ素の摂取量が過小評価されている可能性があること等を考慮して、耐容一日摂取量等の毒性指標は設定していない。一方、近年になって、従来よりも汚染のレベルが低い地域で実施された疫学調査の結果を活用して、海外の評価機関がより厳しい評価結果を公表していることに鑑み、令和 7 年度において、食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価（いわゆる「自ら評価」）の候補案件として、「無機ヒ素」が提案されたところである。

近年の海外の評価の根拠となっている疫学調査においては、被験者の無機ヒ素へのばく露量の指標として尿中ヒ素を参照しているものも多く、2013 年の食品安全委員会による評価で課題として示された摂取量の過小評価は解消されつつある。一方で、これらの疫学調査でも、無機ヒ素の主たる摂取源が飲料水である点は変わらず、飲料水からの無機ヒ素の摂取はほぼ無視することができる一方で相当量を米を主体とする食品から摂取する我が国での健康影響評価に用いようとする場合には、以下の観点から注意が必要であると考えられる。

- ①ヒ素が主として食品に含まれている場合には、食品の消化が進み、無機ヒ素が可溶化されるまで吸収されないため、飲料水に含まれている場合に比べ、下部消化管での吸収の比率が高くなると考えられる。
- ②ヒ素の還元及び酸化メチル化は体内だけでなく腸管微生物でも起こっているとの知見があり、無機ヒ素の多くが下部消化管にも到達するのであれば、その影響は看過できない可能性がある。
- ③我が国の場合、無機ヒ素の摂取量の違いは主として食事内容の違いに由来し、無機ヒ素の毒性の効果修飾要因となり得る栄養素の充足状況や腸管の微生物叢の違いを伴い得るため、同じ摂取量でも影響の現れ方が違う可能性がある。
- ④さらに、無機ヒ素のメチル化に関わるヒ素（Ⅲ）メチルトランスフェラーゼ（AS3MT）は、遺伝子多型により発現や活性の個人差が大きいことが知られており、日本人と疫学調査の対象となった外国人とで有意差があれば、毒性の現れ方に違いが生じる可能性がある。

そこで、本調査では、外国の飲料水汚染地域における疫学調査の結果を用いて我が国の健康影響評価を行うことが適切であるかどうかの判断材料とすべく、これらの仮説の妥当性と毒性発現への影響の程度に関する最新の科学的知見を収集することとする。なお、発がんや循環器系疾患、糖尿病等の発症において、無機ヒ素やその代謝の過程で生じる有機ヒ素化合物のうち、いずれの分子種が直接的に関与しているのかといった毒性発現メカニズムに関する知見は、疫学調査において無機ヒ素のばく露量に算入すべき分子種の決定や、無機ヒ素の代謝が毒性発現に及ぼす影響の考察において極めて重要であることから、上記の仮説の検証の前提として、重点的に情報を収集す

るものとする。

3. 作業内容

以下の手順で、有識者から構成される検討会の運営及び情報収集を実施する。

(1) 有識者から構成される検討会の設置

- ① 近年の海外評価機関と同様の方法論によって我が国において無機ヒ素の食品健康影響評価を実施しようとしたときに必要となる科学的知見の充足状況について、本事業の成果物によって網羅的かつ系統的に把握することができるよう、ヒ素の代謝、毒性学（発がん性、心毒性、血管毒性及び糖尿病原性並びにこれらに関する機序毒性学を含む。）、ばく露、疫学に係る有識者 10 名程度から構成される検討会（以下「検討会」という。）を設置し、（2）から（4）に示す作業の実施に当たり、科学的な助言を受けるものとする。なお、検討会には、事務局もオブザーバー参加する。
- ② 原則として、契約期間中に少なくとも 3 回、事務局の会議室において検討会を開催し、以下の（2）及び（3）の資料の収集及び整理の方法並びに（4）の分析の方針について、考え方を整理すること。また、調査・分析を進める過程で、検討会で示された方針の確認や修正が必要となった場合には、随時、検討会の有識者に相談すること。
- ③ （6）の調査報告書のとりまとめに当たっても、検討会を開催し、調査報告書の構成及び内容について決定すること。
- ④ 検討会の設置（有識者の選定を含む。）及び開催に当たっては、事務局担当者とあらかじめ協議すること。

(2) 近年の評価書及びその参考文献からの情報の抽出

欧州食品安全機関（EFSA）の「食品中の無機ヒ素」の評価書（2023 年）、米国環境保護庁（EPA）の無機ヒ素の毒性評価（2025 年）及び FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）の無機及び有機ヒ素化合物の評価（2025 年、ただし調査開始時点までにモノグラフが公表されている場合に限る。）を対象に、別紙 1「調査事業報告項目（案）」に挙げる項目及びその他必要と考えられる項目について、評価書及びその補足資料における記述を整理の上、それらの記述に関連して引用された参考文献を収集し、リスト（書誌情報（著者名、タイトル、DOI、雑誌名、発行年、巻数（号数）及び頁）及びアブストラクト（英語にあっては原文、他言語の場合は仮訳））を作成する。

(3) 文献データベースからの情報の抽出

① 文献の検索式の検討及び検索

（2）で情報を収集・整理した項目について、最新の科学的知見を収集する観点から、特に更なる研究が必要とされている分野を重点的に、下記のデータベースのほか検討会において適切と判断されたデータベースを対象に、適切なキーワードを設定して、検索時点の 20 年前以降に公表された国内外の文献を検索し、（2）で作成したリストとの重複を排除の上、同様のリストに整理する。

- Web of Science Core Collection 又は STN International
- PubMed
- CiNii Research

② スクリーニング方法の検討

①において整理した文献リストのスクリーニング方法を検討の上、スクリーニングを行う。

③ 文献リストへの情報の追加

②におけるスクリーニングを通過した文献については、アブストラクト（英語にあっては原文、他言語の場合は仮訳）を追加する。検討会において有識者が重要と判断した文献についても同様とする。

（４）科学的知見の充足状況に関する分析

（２）及び（３）において収集した海外評価書及び文献の内容を踏まえ、海外評価機関と同様の方法論によって我が国において無機ヒ素の食品健康影響評価を実施しようとしたときに科学的知見が十分でないと思われる分野があれば、その理由を述べるとともに、必要と思われる調査・研究の内容を可能な限り提案する。

（５）調査に関する留意事項

① 本調査の情報収集及びとりまとめに際しては、事業実施者が作成する案について、検討会の開催前に事務局担当官と調整してその了承を得ること。

② （１）～（４）の作業にあたっては、作業内容に応じて、以下の要件を満たす者が実施すること。

- ・ 毒性学、体内動態学等、本調査に関係する分野（医学、薬学、農学等食品の安全性・毒性評価に直接関係性が大きい分野）において学位（学士・修士・博士）を取得した者
- ・ 化学物質のリスク評価（手法）に関する調査等の実務経験を有する者
- ・ 毒性学、生化学、生物学、有機化学、医学、薬学等の分野における論文（英文）の検索・要約作成等の５年以上の業務経験（研究等を含む）を有する者

③ 上記の従来の手法による抽出結果と比較して、生成 AI による抽出がどの程度の信頼性・実用性を有するか検証するとともに、どのような活用法があるのかについても検討すること。その際、使用した生成 AI（名称、モデル及びバージョン）、使用した年月日、入力した指示内容（プロンプト）の情報も調査報告書に記載すること。

（６）成果物の作成

調査報告書を作成する際には、以下の点に留意し作成すること。

- ① 調査報告書の冒頭には、調査の目的や方法、結果等について要約した、「調査の概要」を記載すること。
- ② 調査報告書には、表紙、目次、調査の目的、表紙、目次、調査の目的、（２）～（４）による調査・検討・分析の詳細（文献収集にあっては、使用したデータベース、検索式、スクリーニングの手順を含む。）を含めることとし、検討会の議事録及び（３）で収集した文献一式を調査報告書と併せて納入すること。
- ③ 調査報告書（製本版）は、日本産業規格 A 列 4 番（A4 サイズ）で作成すること。
- ④ 調査報告書（電子媒体）は、PDF 形式及び編集可能な保存形式のファイル（Word、Excel、PowerPoint 等）で提出すること。
- ⑤ 収集した文献は、PDF 形式（文字情報がある状態とする。スキャンした場合は OCR 処理）で納入すること。
- ⑥ 収集した文献等の翻訳及び概要等の作成に当たっては、和文にて日本工業規格 A 列 4 番（A4 サイズ）1 枚程度に整理し、必要に応じて参考となる図表を添付すること。作成に際しては、「食品の安全性に関する用語集」

(<https://www.fsc.go.jp/yougoshu.html>) や、専門用語辞典等（使用した辞典等を明記すること）を参考にし、正確な用語を用いるように努めること。なお、用語の一般的な日本語訳が定まっていない場合は、仮訳の後に括弧書きで原語を併記すること。また、必要に応じて有識者等の確認を得ること。

- ⑦ 成果物（案）が出来た段階で、速やかに事務局担当官と検討・調整を行うこと。
- ⑧ 調査報告書は令和 9 年 3 月 31 日までに提出すること。

4. 契約期間

契約開始日～令和 9 年 3 月 31 日

5. 作業スケジュール（予定）

別紙 2 参照

6. 成果物

- | | |
|--|------|
| (1) 調査報告書（製本版） | 15 部 |
| (2) 収集した文献等（原著） | 1 部 |
| (3) 調査の過程（3.（2）～（3））で作成した文献リスト並びに（1）及び（2）の電子データ（CD-ROM 等の電子媒体） | 2 部 |

7. 納品期限

成果物（1）を契約期間の満了日までに納品すること。

成果物（2）及び（3）については、作業スケジュールをもとに、事務局の指示するタイミングで提出すること。

8. 連絡調整

作業の実施に当たっては事前に事務局と連絡を密にとることとし、作業中においても、「5. 作業スケジュール」の段階ごとに、進捗状況を報告すること。なお、作業の遅延、業務の実施に当たって疑義等が生じた場合には、速やかに事務局の指示に従うこと。

9. 技術提案の遵守

本件は一般競争入札・総合評価落札方式（調査）の手続きを経て行うものであり、本仕様書及び技術提案書に記載した内容については誠実に履行すること。

10. 機密の保持

- (1) 本業務を実施するにあたって、別添「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- (2) 関係者等に対しコミュニケーションツールにより連絡を行う場合にあっては、他の受信者の情報が閲覧できないよう適切な設定（例：メールであれば BCC）を行うとともに、送信に当たり、適切に宛先等が設定されていることを複数の従業者で確認するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。

1 1. その他

- (1) 本業務により知り得た成果については、許可なく第三者に譲渡してはならない。
- (2) 本調査を実施するに当たり、調査期間中に食品に係る緊急な危害情報を入手した場合は、速やかに事務局へ通報すること。
- (3) 成果物のうち、調査報告書は、内閣府食品安全委員会が運営する食品安全総合情報システムにより一般公開するが、収集した文献等（原著及び概要の和訳）については、公開することにより、個人及び企業の知的財産権が開示され、特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあるため、非公開とする。
- (4) 本契約を履行する過程で生じた納入成果物に関し、著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含むすべての著作権は、内閣府に帰属するものとする。
ただし、受注者は、本契約履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権を自ら使用又は第三者に使用させる場合には、内閣府と別途協議することとする。
なお、受注者は、内閣府に対し、一切著作人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。
- (5) 納入成果物に第三者（又は受注者自ら）が権利を有する著作物（以下、「既存著作物」という。）が含まれている場合は、内閣府が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約（等）に係る一切の手続きを行うこと。この場合、受注者は当該契約等の内容について事前に内閣府の承認を得ることとし、内閣府は、既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。
- (6) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら内閣府の責めに帰する場合を除き、受注者の責任と負担において一切を処理することとする。この場合、内閣府は係る紛争等の事実を知ったときは、受注者へ通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。
- (7) 本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 9 条第 1 項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成 27 年 11 月 2 日内閣府訓令第 39 号）第 3 条に規定する合理的配慮について留意すること。

※ URL : <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>

1 2. 問合せ先

本仕様書に関する照会先は以下のとおり。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-2-3 虎ノ門アルセアタワー 13 階

内閣府食品安全委員会事務局 情報・勧告広報課

電話：03-6234-1126

調査事業報告項目（案）

項目	海外評価機関の評価書の所見 3. (2) 関連	引用文献から得られた知見 3. (2) 関連	追加の文献検索で得られた知見 3. (3) 関連
I. 無機ヒ素摂取による疾病発症の作用機構（分子メカニズムを含む。）			
1. 発がん			
2. 虚血性心疾患（その前段階としての高血圧症や動脈硬化を含む。）			
3. 糖尿病			
II. ヒトにおける無機ヒ素の代謝			
1. 食品に含まれるヒ素の消化管からの吸収			
2. 腸内細菌による代謝が毒性に及ぼす影響			
3. AS3MT の遺伝子多型による発現量及び活性の違い（個人差・地域差・人種間差）			
III. 無機ヒ素の毒性の修飾要因			
1. 栄養素の充足状況			
2. その他（日本において重視すべきもの）			
IV. 無機ヒ素に関する科学的知見の充足状況（科学的知見が十分でないと思われる分野ごとに、その理由・必要な調査・研究） 3. (4) 関連			

個人情報取扱特記事項

（個人情報保護の基本原則）

- 1 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正かつ適法 に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又はこの契約の目的以外の目的に使用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（業務従事者への周知）

- 3 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護を徹底し、また、周知しなければならない。

（適正な安全管理）

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化等の措置を行わなければならない。

（再委託の制限等）

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。
また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（収集の制限）

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（利用及び提供の制限）

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

- 9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めたとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(業務従事者の監督)

- 10 受注者は、業務従事者に対し、在職中又は退職後においても、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

- 11 発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

(廃棄等)

- 12 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

- 13 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

- 14 発注者は、受注者が本特記事項に違反した場合は、催告なく直ちに契約を解除することができるとともに必要な措置（損害賠償請求を含む。）を求めることができる。

作業スケジュール（案）

作業内容		R 8 年			R 9 年		
		10月	11月	12月	1 月	2月	3月
調査方針に関する打ち合わせ							
資料の収集	収集手順及び整理方法の検討						
	有識者検討会における決定						
	収集及び整理						
資料の分析	分析方針の検討						
	有識者検討会における決定						
	分析						
調査報告書	案のとりまとめ						
	有識者検討会における決定						
	提出						